

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、宮内庁書陵部陵墓課長から次のとおり公共測量を実施することについて通知がありました。

令和七年十一月十四日

奈良県知事 山下 真

一 測量の目的 公共測量（宮内庁陵墓地内測量調査に伴う基準点測量、水準測量及び現地測量）

二 測量の地域 奈良市尼辻西町

三 測量の期間 令和七年十月十六日から令和八年三月十三日まで